

令和7年度

糸島市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

集 団 指 導 資 料

～ 旧介護予防通所介護相当サービス ～

糸島市健康福祉部介護・高齢者支援課

集団指導資料 旧介護予防通所介護相当サービス目次

I 総合事業における事業者指定・

- 1 指定の意義・概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 糸島市における事業者指定の方針・・・・・・・・・・ 3
- 3 指定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 指定更新申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開・・・・・・・・ 5
- 6 介護給付費算定に係る体制等の関する変更届（加算届）・・・・ 6
- 7 運営指導等における留意点について・・・・・・・・・・ 6

II 人員、設備、運営の基準等（通所型サービスに関する事項）

- 1 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準・・・・・・・・ 7
- 2 人員、設備、運営に関する基準（省略）・・・・・・・・・・ 8
- 3 報酬に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（添付資料）

資料1：糸島市事業費算定体制届出書

資料2：通所型サービス費（独自）サービスコード表

資料3：特別地域加算

資料4：生活相談員の資格要件について

資料5：介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方

資料6：集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算について

I 総合事業における事業者指定

1 指定の意義、概要

- ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における第1号事業については、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして、市町村が指定した事業所がサービスを提供することができます。（介護保険法施行規則第140条の6の6）糸島市内に事業所を設置し、糸島市に住民登録がある第1号被保険者に対し第1号事業を行い、介護報酬を受けるには、糸島市長の指定を受ける必要があります。
- ・ 指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- ・ 指定にあたり、①申請者が法人であること、②従業員の人員及び設備の基準を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。
- ・ 指定の有効期間は、6年間です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。人員基準や設備基準を満たしていない場合や、基準に従った適切な運営ができないと認められる場合及び欠格事由に該当する場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 人員基準違反、設備・運営基準違反など取消し事由に該当した場合は、指定の取消しや指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の行政処分を受けることがあります。（介護保険法第115条の45の9）

2 糸島市における事業者指定の方針

（1） 糸島市外の指定事業所

原則、新規指定は行いません。

（2） 市外の事業所を指定する場合（例外措置）

- ① 糸島市に隣接する自治体に所在する事業所で、糸島市の被保険者に対し第1号事業のサービスの提供を行っている実績があり、事業所の所在する自治体で総合事業の指定を受け、事業実施地域に糸島市が入っている場合。ただし、被保険者が糸島市に住んでおり、その場所に住民登録している場合に限る。
- ② 糸島市の被保険者でありながら、他の自治体に住んでおり、虐待等のやむを得ない事情によりその居所に住民登録を行うことができないが、そこでサービス提供を受ける必要がある場合。ただし、マネジメントを担当する地域包括支援センターが市へ事前に相談し、虐待等の事実確認を行ったうえで、認められた場合に限る。

※ 糸島市の事業所指定は、糸島市の被保険者（住所地特例対象者を除く）、及び糸島市に住民票のある他市町村の住所地特例対象者にのみ効力を有します。

3 指定の基準

「糸島市指定旧介護予防訪問介護相当サービス事業及び旧介護予防通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定めていますので、糸島市ホームページにて確認してください。

4 指定更新申請手続き

(1) 更新期限

指定の有効期間は原則6年間です。

指定事業者の指定を受けた後、6年ごとに指定の更新申請を行う必要があります。

(ただし、指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者<以下「指定訪問介護事業者等」>であり、かつ、同一の事業所において同種の事業を実施する事業所は、当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間の満了の日まで)

指定更新申請を行わなかった場合は、介護保険事業所として指定の効力を失うこととなり、介護保険から報酬を受けられなくなります。

(2) 指定更新申請・審査

指定更新期限が近付いた事業所には、有効期間満了月の約2か月前までに指定更新申請の案内文、指定更新申請書等を事業所へ送付します。

※ 指定申請期限：

指定有効期間満了日の1ヶ月前の月の末日までに、申請書に必要書類を添えて提出。

例) 指定有効期間満了日が4月30日 → 3月31日までに申請

指定更新申請書の受理後、指定要件の審査を行います。

審査に当たっては、新規指定の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状況等の審査を行います。

「人員基準」…雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行います。

「設備基準」…現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行います。

「運営基準」…必要に応じて契約書、記録等の確認を行います。

※ 休止中の事業所等や指定要件を満たさない事業所等には更新を認めません。

※ 指定更新申請に当たっては、手数料を徴収します。

指定更新手数料：2万円

手数料の納付がない場合、申請書は受理できません。(ただし、同種の事業を行う指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合には徴収しない。)

審査のための手数料ですので、更新できない場合も返還しません。

5 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開

(1) 変更届

- ① 届出内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。
- ② 法人の代表者、役員、事業所の管理者及びサービス提供責任者（第1号訪問事業所）が異動する場合は、必ず届け出てください。
- ③ 事業所の移転や増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず所管の担当県事務所・市役所等と協議してください。
- ④ 電話・ファクシミリの番号を変更する場合には、忘れずに届出してください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に所管の県担当事務所・市役所等と協議してください。
- ⑥ 運営規程に定める事項（営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等）を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- ⑦ 次のような変更については、変更届出は不要です。
 - 1) 介護報酬改定に伴う利用料金の変更
 - 2) 運営規程に記載している従業者数の変更
 - 3) 上記②に記載している職種以外の従業者の変更
- ⑧ 第1号訪問事業所の訪問介護員、第1号通所事業所の看護職員、生活相談員及び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合には、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従業者に関する諸記録も、必ず整備・保管しておいてください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ① 廃止又は休止しようとするときは、その1か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、2か月前までに必ず糸島市に連絡してください。
- ② 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や糸島市に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。
- ③ 休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく、廃止届を提出してください。（休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。）
- ④ 再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

※ 手続に必要な届出書様式については、糸島市のホームページに掲載しています。

6 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（加算届）

（１） 加算届

「加算届」は、現在の体制を変更しようとする場合に、あらかじめ届け出る必要があります。

「（別紙１）介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「（別紙１－４）介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」他関係書類を下記期限までに必着で提出してください。

また、内容等に不備がある場合は、受理できませんので、早めに提出してください。（加算の遡及適用はしませんので、御注意ください。）

算定開始月の前月１５日までに提出

※ 変更後の加算等の算定の開始時期は、毎月１５日以前に届出があった場合は翌月から、１６日以降に届出があった場合は翌々月からになります。

（２） 体制変更時の留意事項

① 体制を変更し、加算を請求する場合、以下の手順を踏んだ後に加算サービスを開始してください。

- １） 「重要事項説明書」を変更して加算の説明を加え、
- ２） 変更した後の書式を使用して加算の対象となる全ての利用者と担当介護支援専門員に説明し、同意を得て、
- ３） 説明を受けた介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の同意を踏まえてケアプランの変更を行い、これを当該事業所に交付し、
- ４） 事業所は、当該利用者との契約・サービス提供計画書を変更し、当該加算サービスをスタートさせます。

② 上記①の手続が正しく完了していなければ、加算の請求ができませんので、十分に留意してください。

※ 手続に必要な届出書様式等については、糸島市のホームページに掲載しています。

7 運営指導等における留意点について

- 運営指導等における留意点については基本的に指定（地域密着型）通所介護サービスと同様です。関係法令を遵守し、利用者へのより良いサービスの提供と保険給付の適正化に努めていただきますお願いします。
- 運営指導については、対象となる介護サービス事業所に、事前に通知を行い実施させていただきます。提出資料の作成等のご協力をお願いいたします。

Ⅱ 人員、設備、運営の基準等

（旧介護予防通所介護相当サービス事業に関する事項）

基本方針

指定旧介護予防通所介護相当サービス（以下「介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「基準」という。）第 47 条）

1 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

①基本取扱方針（基準第 62 条）

- 介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- 提供された介護予防サービスについては、旧介護予防通所介護相当サービス計画（以下「介護予防通所介護計画」という。）に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないこと。

②具体的取扱方針（基準第 63 条）

- 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、指定旧介護予防通所介護相当サービス事業所（以下「指定通所事業所」という。）の管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならない。介護予防通所介護計画はアセスメントに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

なお、介護予防通所介護計画の様式は、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

- 介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画等に沿って作成されなければならない。
なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画等が作成された場合は、介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて

変更するものとする。

- 介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。

指定通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、5年間保存しなければならない。

- 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うこと。
- 指定通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

指定通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

- 介護予防サービス計画等に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防通所介護計画を提出することとする。

2 人員、設備、運営に関する基準（基準第4章）

- 人員、設備、運営に関する基準については、基本的に指定（地域密着型）通所介護サービスと同様。（**地域密着型通所介護 集団指導資料 P1～**）

3 報酬に関する基準

ア 第1号事業支給費の請求に係る基準

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を勘案して、市町村が定めることとなっている。

※ 糸島市における各サービスの単位数の詳細は、別紙「介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和7年4月施行版）」を参照してください。

※ 地域単価は、「(5) 介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照してください。（地域区分：糸島市は6級地）

通所型サービス：10.27 円／単位

注：糸島市以外に所在する事業所においても、糸島市の地域単価になります。

※ 実際の金額は、算出された単位数に、上記の単価を掛け合わせる。

イ 主な留意事項

(ア) 通所型サービス費（独自）の支給区分

1 回あたりの単位と月額包括報酬の単位とを併用する。

通所型独自サービス11【事業対象者・要支援1】

1,798単位／月（59単位／日）

通所型独自サービス12【事業対象者・要支援2】

3,621単位／月（119単位／日）

通所型独自サービス21【事業対象者・要支援1（月4回まで）】

436単位／回

通所型独自サービス22【事業対象者・要支援2（月8回まで）】

447単位／回

※ 月額包括報酬となった場合で、「日割り請求にかかる適用」に該当する場合は、日数単位での算定となる。

(イ) 加算及び減算

①高齢者虐待防止措置未実施減算（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P27～)

②業務継続計画未策定減算（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P28～)

③中山間地域等に居住する利用者に対する加算（5%加算）

(糸島市長に対して届出が必要)

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P32～)

④同一建物に居住する利用者等に対するサービス提供に係る減算

事業対象者・要支援1 ▲376単位／月 ▲94 単位／日

事業対象者・要支援2 ▲752単位／月 ▲94 単位／日

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P54～)

⑤送迎を行わない場合の減算 ▲47単位／片道

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P55～)

⑥生活機能向上グループ活動加算 100単位／月(糸島市長に対して届出が必要)

○ 利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

○ 集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できない。

○ 次に掲げるいずれの基準にも適合していること

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の職種の者(以下「介護職員等」という。)が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。

(2) 計画の作成及び実施において、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを週1回以上行っていること。

○ 当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要である。

①生活機能向上グループ活動の準備

ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。

(活動項目の例)

☆家事関連活動

衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ(ボタンつけ等)等

食：献立作り、買い出し、調理家電(電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等)・調理器具(包丁、キッチン鋏、皮むき器等)の操作、調理(炊飯、総菜、行事食等)、パン作り等

住：日曜大工、掃除道具(掃除機、モップ等)の操作、ガーデニング等

☆通信・記録関連活動

機器操作(携帯電話操作、パソコン操作等)、

記録作成(家計簿、日記、健康ノート等)

イ 一つのグループの人数は6人以下とすること。

②利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者(以下この項において「介護職員等」という。)が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当

たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとする。なお、アからエまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護計画に記録すること。

ア 当該利用者が、

- (1) 要支援状態に至った理由と経緯
- (2) 要支援状態となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容
- (3) 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと
- (4) 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容
- (5) 近隣との交流の状況等について把握すること。

把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得よう努めること。

イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。

到達目標は、概ね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するために概ね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容とすること。

ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。

エ 生活機能向上グループ活動の

- (1) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、
- (2) 実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、
- (3) 実施期間は概ね3月以内とする。

介護職員等は、(1)から(3)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。

③生活機能向上グループ活動の実施方法

ア 介護職員等は、あらかじめ生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。

イ 生活機能向上グループ活動は、一つのグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。

ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。

エ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。

オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの(3)から(5)までの状況等について確認すること。

その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活

機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。

また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。

《運営指導における不適正事例》

- ・生活機能向上グループ活動サービスを週1回以上行っていない。
- ・実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等が記録されていない、欠けている。

⑦若年性認知症利用者受入加算 240単位／月（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P45～)

⑧栄養アセスメント加算 50単位／月（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P45～)

なお、当該利用者が⑨栄養改善加算又は⑩一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

⑨栄養改善加算 200単位／月（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P46)

⑩口腔機能向上加算（(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかのみ算定）

・口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位／月

・口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位／月

（糸島市長に対して届出が必要）

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P51)

《運営指導における不適正事例》

- ・算定開始前に利用者の状態を適切に把握しておらず、対象外の利用者にも算定している。
- ・多職種の者が共同して計画を作成していない。
- ・利用者の3月ごとの口腔機能の状態の評価が行われていない。
- ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っていない。
- ・当該加算を算定している利用者の決定方法（根拠）が不明確。

⑪ 一体的サービス提供加算 480単位/月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。

(ア) 栄養改善加算及び口腔機能向上加算の基準に適合しているものとして市長に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。

(イ) 利用者が指定介護予防通所サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。

○留意事項

① 当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

(ア) 実施する選択的サービスごとに、⑨栄養改善加算、⑩口腔機能向上加算に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。

(イ) 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

⑫ サービス提供体制強化加算（いずれかのみ加算）

（糸島市長に対して届出が必要）

・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

事業対象者・要支援1 88単位/月

事業対象者・要支援2 176単位/月

・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

事業対象者・要支援1 72単位/月

事業対象者・要支援2 144単位/月

・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

事業対象者・要支援1 24単位/月

事業対象者・要支援2 48単位/月

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

（地域密着型通所介護 集団指導資料 P55）

《運営指導における不適正事例》

- ・ 職員の割合が確認できる資料が作成されていない。

⑬生活機能向上連携加算 (糸島市長に対して届出が必要)

- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月(3月に1回を限度)
- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P34)

《運営指導における不適正事例》

- ・理学療法士等の訪問を受けていることが確認できない。
- ・機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がない。
- ・機能訓練指導員等が共同してアセスメント、評価及び個別機能訓練計画を作成したことが確認できない。
- ・通所介護事業所の非常勤職員として雇用している理学療法士を要件(1)ア「通所介護事業所を訪問する理学療法士等」に該当する者として加算を算定している。

⑭口腔・栄養スクリーニング加算((Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらか一方のみ算定)

- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位/回(6月ごとに1回算定)
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位/回(6月ごとに1回算定)

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P49)

⑮科学的介護推進体制加算 40単位/月 (糸島市長に対して届出が必要)

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P53)

⑯介護職員等処遇改善加算

○共通資料「令和7年度からの介護職員処遇改善加算について」を参照。

(ウ) 定員超過利用・人員基準欠如 各基本の単位数×70%

○基本的に指定(地域密着型)通所介護サービスと同様。

(地域密着型通所介護 集団指導資料 P26)

資料 1

(別紙50)

		受付番号				
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>						
市町村長 殿		令和 年 月				
		所在地				
		名 称				
このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。						
		事業所所在地市町村番号				
届出者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー 市 県) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー 市 県)				
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー 市 県)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー 市 県)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 ー 市 県)				
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問型サービス(独自)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	訪問型サービス(独自・定額)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	通所型サービス(独自)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	通所型サービス(独自・定率)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	通所型サービス(独自・定額)			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
介護保険事業所番号						
特記事項	変 更 前			変 更 後		
関係書類		別添のとおり				

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字の横の□
6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙1－4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等						LFEへの登録	割 引		
□ A2	訪問型サービス（独自）			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型					☐ 1 なし	☐ 1 なし	
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型					☐ 2 あり	☐ 2 あり	
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				口腔連携強化加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 7 加算Ⅰ	☐ 8 加算Ⅱ	☐ 9 加算Ⅲ	☐ A 加算Ⅳ				
□ A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員					☐ 1 なし	☐ 1 なし
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型					☐ 2 あり	☐ 2 あり	
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型							
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				生活機能向上グループ活動加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				栄養アセスメント・栄養改善体制	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				口腔機能向上加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				一体的サービス提供加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 5 加算Ⅰ	☐ 4 加算Ⅱ	☐ 6 加算Ⅲ					
				生活機能向上連携加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ	☐ 2 加算Ⅱ						
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 7 加算Ⅰ	☐ 8 加算Ⅱ	☐ 9 加算Ⅲ	☐ A 加算Ⅳ				

備考 1 「割引」を「あり」と記載する場合は「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」（別紙51）を添付してください。

2 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14-7）を添付してください。

3 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供90%以上）」については、判定結果がわかる書類（「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）又はこれに準じた計算書等）を添付してください。

4 「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等		
☐ A2	訪問型サービス（独自）			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	☐ 1 非該当	☐ 2 該当
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当
				特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当
				口腔連携強化加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり
☐ A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり
				生活機能向上グループ活動加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり
				栄養アセスメント・栄養改善体制	☐ 1 なし	☐ 2 あり
				口腔機能向上加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり
				生活機能向上連携加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

2 通所型サービス費（独自）サービスコード表（令和7年4月1日～）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1		1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス 1 1 日割		1,798 単位	日割の場合 59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス 1 2		(2) 事業対象者・要支援2		3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス 1 2 日割		3,621 単位	日割の場合 119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス 2 2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 2		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100 単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/1000 加算		

：支給限度額管理の対象の算定

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ（1）を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ（2）を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス１１・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定期超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス１１日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス１２・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス１２日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス２１・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス２２・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス１１・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス１１日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス１２・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス１２日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス２１・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス２２・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

 ：支給限度額管理の対象の算定

 ：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ（１）を算定している場合は、１月につき376単位の範囲内で、イ（２）を算定している場合は１月につき752単位の範囲内で減算する。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
		・公費適用の有効期間終了	終了日
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護(療養 通所介護)	開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
	開始	
	終了	

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様)	-

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課

(令和6年4月1日現在)

加算の概要

加算種別 ※1	加算割合	サービス種別 ※2	県等への事前届出①	事業所の所在地の要件	事業所の規模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に所在する事業所の加算	15 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要	「特別地域」に所在していること	無	無
2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10 %	同上	要	「中山間地域等」に所在していること	「小規模事業所…②」であること	無
3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	不要	無	無	サービスを行う利用者が、「通常の事業の実施地域（運営規程）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない

※1 「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

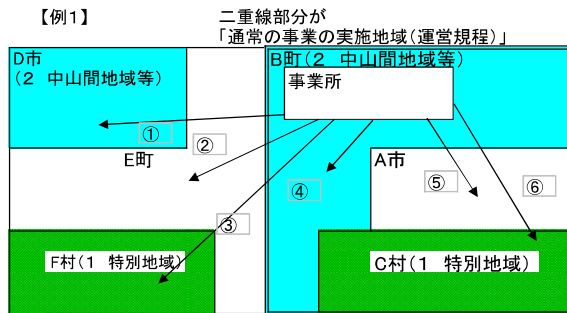
○地域区分が「その他（全サービス 1単位＝10円）」でない15市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。

☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる（上限あり）。

※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

① 届出先	届出期限…算定開始月の前月15日まで
(1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……事業所所在地の市	
(2) 居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護……事業所所在地の保険者	
(3) 事業所の所在地が、(1)の3市以外の地域	〔医療みなし(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)…福岡県介護保険課 指定係 〔医療みなし及び(2)のサービス〕以外…管轄の保健福祉（環境）事務所 社会福祉課
② 小規模事業所の定義（「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定）	
○ 前年度の4～2月（11か月）の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。	
（前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績）	
・訪問介護 …延訪問回数が200回以下／月	・訪問看護 …延訪問回数が100回以下／月
・訪問入浴介護 …延訪問回数が20回以下／月	・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下／月
・介護予防訪問入浴介護 …延訪問回数が5回以下／月	・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下／月
・居宅療養管理指導 …延訪問回数が50回／月	・介護予防福祉用具貸与 …実利用者が5人以下／月
・介護予防居宅療養管理指導 …延訪問回数が5回／月	・訪問リハビリテーション …延訪問回数50回／月
・居宅介護支援 …実利用者が20人以下／月	・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数が10回以下／月
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …実利用者が5人以下／月
R5年度（4～2月の11か月）の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R6年度（4～3月サービス）の10%加算を算定することはできません。	

【例1】

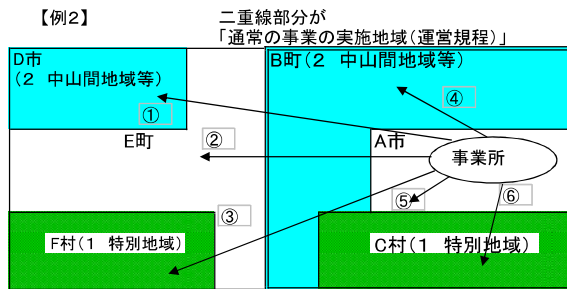


加算割合

訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション(以上「介護予防」を含む。)、居宅介護支援、訪問介護	小規模事業所以外	小規模事業所	通所介護、通所リハビリテーション(「介護予防」を含む。)
①	5%	10%+5%	5%
②	無し	10%	無し
③	5%	10%+5%	5%
④	無し	10%	無し
⑤	無し	10%	無し
⑥	無し	10%	無し

※ B町の地域区分は、「その他」

【例2】



加算割合

訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導(以上「介護予防」を含む。)、居宅介護支援、訪問介護、通所介護	
①	5%
②	無し
③	5%
④	無し
⑤	無し
⑥	無し

表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月～2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和6年4月1日現在

事業所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1 北九州市	馬島、藍島	
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村	
4 久留米市		旧水縄村
6 飯塚市	①	旧筑穂町、旧穎田町
7 田川市		全域
8 柳川市		旧大和町、旧柳川市
9 八女市	旧上陽町◎(旧横山村☆に限る。)、 旧黒木町◎(旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。)、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域 (1に該当する地域を除く)
10 筑後市		旧羽犬塚町
13 豊前市	③	求菩提、篠瀬、旧合河村(轟含む)
16 筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島	
23 うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25 嘉麻市	④	全域(1に該当する地域を除く)
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市		全域
28 糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町(姫島を除く)
29 那珂川市	旧南畑村	
31 篠栗町		萩尾
34 新宮町	相島	
37 芦屋町		全域
41 小竹町		全域
42 鞍手町		全域
44 筑前町		三箇山
45 東峰村	旧小石原村	全域(1に該当する地域を除く)
48 広川町		旧上広川村
49 香春町		全域
50 添田町	旧津野村、⑤	全域(1に該当する地域を除く)
51 糸田町		全域
52 川崎町		全域
53 大任町		全域
54 赤 村		全域
55 福智町		全域
57 みやこ町	旧伊良原村	全域(1に該当する地域を除く)
59 上毛町	旧友枝村	全域(1に該当する地域を除く)
60 築上町	旧上城井村、⑥	全域(1に該当する地域を除く)

	市町村名	地域名
①	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字窪ヶ谷、字ラジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
②	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字櫻ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿跡、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字〔おう〕ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糴田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字苧扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字椿四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字〔お〕扱谷及び字椿原の地域に限る。)及び黒木町北木屋(字前田、字御明園、字栴谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
③	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
④	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ラムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川淵、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
⑤	添田町	大字栴田(字栴ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
⑥	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。
中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和6年4月1日現在

利用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域（5%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧潁田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤 村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

生活相談員の資格要件について

福岡県保健医療介護部介護保険課

生活相談員の資格要件については、下記のとおりとする。

1 通所介護・短期入所生活介護

- (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ①社会福祉士
 - ②精神保健福祉士
 - ③社会福祉主事任用資格
- (2) これと同等以上の能力を有すると認められる者
- 次のいずれかに該当する者
- ①介護福祉士
 - ②介護支援専門員
 - ③社会福祉施設等（注）で3年以上勤務し又は勤務したことのある者

（注） ○社会福祉法第2条に定める社会福祉事業

- ・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ・老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- ・売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ・授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ・母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- ・身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身

体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

- ・知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
- ・上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業

○病院、診療所、指定特定施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業

2 特定施設入居者生活介護 適任者を配置すること。

(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

No.	サービス種類		地域単価設定の考え方 ※1	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
1	訪問型サービス	A1:訪問型サービス(みなし)	事業所所在地における地域区分の 単位数単価を設定する	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
		A2:訪問型サービス(独自) A3:訪問型サービス(独自/定率) A4:訪問型サービス(独自/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、 当該市町村所在地における地域区 分の単位数単価もしくは、10円を選 択できる ※2	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円
2	通所型サービス	A5:通所型サービス(みなし)	事業所所在地における地域区分の 単位数単価を設定する	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
		A6:通所型サービス(独自) A7:通所型サービス(独自/定率) A8:通所型サービス(独自/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、 当該市町村所在地における地域区 分の単位数単価もしくは、10円を選 択できる ※2	10円 又は 10.90円	10円 又は 10.72円	10円 又は 10.68円	10円 又は 10.54円	10円 又は 10.45円	10円 又は 10.27円	10円 又は 10.14円	10円
3	その他の生活支援 サービス	A9:その他の生活支援サービス(配食/定率) AA:その他の生活支援サービス(配食/定額) AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD:その他の生活支援サービス(その他/定率) AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、 当該市町村所在地における地域区 分の単位数単価のいずれかを選択 できる なお、基本的には10円となるが、訪 問サービス及び通所サービスを一 体的に行うサービスを提供する場合 等は、10円以外の単価が設定され ることを想定している ※2、3	10円 又は 10.90円 又は 11.10円 又は 11.40円	10円 又は 10.72円 又は 10.88円 又は 11.12円	10円 又は 10.68円 又は 10.83円 又は 11.05円	10円 又は 10.54円 又は 10.66円 又は 10.84円	10円 又は 10.45円 又は 10.55円 又は 10.70円	10円 又は 10.27円 又は 10.33円 又は 10.42円	10円 又は 10.14円 又は 10.17円 又は 10.21円	10円
4	介護予防 ケアマネジメント	AF:介護予防ケアマネジメント	市町村が事業所所在地における地 域区分の単位数単価もしくは、10 円を選択できる ※3	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円

※1 1つのサービス種類ごとに1つの地域単価を設定すること。

※2 地域単価に10円を設定する場合は、市町村が都道府県経由で連合会に送付する事業所台帳(指定・基準該当等サービス台帳)の地域区分に
「その他」を設定すること。

※3 連合会システムにおいては、地域単価は地域区分により決定する単価以下であれば正常とする。同じ地域区分に複数の単位数単価が存在する
場合、当該地域区分の最大の単価が登録され、その値以下であれば正常とする。

例) その他の生活支援サービスの1級地であれば、11.40円が登録され、11.10円又は10.90円又は10円が記載されても正常とする。

介護予防ケアマネジメントの2級地であれば、11.12円が登録され、10円が記載されても正常とする。

【集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算について】

平成 28 年度末に実施された会計検査院による会計実地検査において、集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算（以下「同一建物減算」という。）を適用せずに、介護報酬を過大請求している事業所が複数判明しました。

訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション）及び通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション）においては、同一建物減算の適用漏れがないよう再確認してください。

なお、同一建物減算を適用せずに、過大請求していたことが判明した場合、遡及して、介護報酬を保険者に返還するとともに、利用者にも利用者負担を返還しなければなりません。

【訪問系サービス】

〈同一建物減算〉

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの

＜所定単位数の 10%減算＞

当該指定訪問系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地並びに隣接する敷地にある建築物に居住する利用者に訪問系サービスを提供する場合

- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合

＜所定単位数の 15%減算＞

①に該当する以外の建物で訪問系サービス事業所の利用者が 20 人以上居住する場合（同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。）

- ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）

＜所定単位数の 10%減算＞

【通所系サービス】

〈同一建物減算〉要介護 ▲94 単位／日

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に当該通所系サービスを行う場合

※同一建物：通所系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物